

ヘルプマークを配布します

埼玉県では「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」（平成28年4月1日施行）に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、様々な取組みを進めています。

新たな取組として、平成30年7月から、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう、役場住民福祉課でヘルプマークを配付します。

(1) 目的

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていること知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。



(2) 対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

(3) 使用方法

① 着用方法

ストラップを利用して、鞆等に付けて使用します。

常時着けていただくことも、必要に応じて着けていただくこともできます。

※ストラップがドアに挟まれないよう、ヘルプマーク利用者の方にお伝えください。

② 附属のシールについて

必要に応じて、マークの片面に附属のシールを貼ることができます。

シールには、ヘルプマークの利用者が、周囲に伝えたい情

報や必要とする支援内容を記入することができます。

(例) 私の名前と電話番号、血液型、薬について、緊急連絡先の名前と電話番号、かかりつけ医、〇〇してください、〇〇が苦手です等

(4) 配慮の例

① 電車・バス等、公共交通機関での優先座席の利用

② 駅や商業施設等で、声をかけてもらうなどの配慮

③ 災害時に、安全に避難するための配慮

〇外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり皮につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。

〇外見から分からないため優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

〇交通機関等の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

ほかにも、視覚や聴覚に障害があり、状況把握が難しい方、肢体に障害があり自力での迅速な避難が困難な方など、様々な方がいます。

このような援助や配慮が必要とされる場面で、ヘルプマークを持つことで「配慮を必要としていること」を周囲に知らせることができます。

問合せ

住民福祉課 福祉・年金担当 ☎ 82-1226

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

「保険料免除制度」

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が全部または一部免除されます。申請者本人（被保険者）・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書を合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

「納付猶予」

50歳未満の方（学生を除く）は申請により保険料の全額の納付が猶予されます。申請者本人及び配偶者それぞれの前年所得が審査の対象となります。

申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

平成30年度の免除申請は7月1日から申請可能です。

また、申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

問合せ 秩父年金事務所
住民福祉課 福祉・年金担当

☎ 0494-27-6560
☎ 82-1226